

市施設の運営方針及びイベント開催方針（令和5年3月1日から）

1 市施設の運営方針

- (1) 本市の現在の感染状況等を総合的に考慮し、本市施設については、基本的な感染症対策を周知・徹底したうえで、下記のとおり運営をする。
- (2) 市施設の利用については、以下の基本的な感染防止対策を徹底する
 - ・「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避
 - ・人と人との距離を確保
 - ・手指の消毒設備の設置、手洗いなどの手指衛生
 - ・室内の換気
- (3) 施設利用の注意点について
 - ・市民対応窓口及び市民利用場所には、飛沫防止用アクリル板等を設置する。
 - ・物品の使用後の消毒は不要とする。
 - ・飲食可能スペースにおける飲食を可能とする。
 - ・収容率は、100%まで可能とする。
 - ・各施設の利用条件は、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえるとともに、利用形態や特性に応じ定めた利用条件については、適宜、見直しを図り、現場に即したものとすること。
- (4) 施設への入場整理について
 - ・大規模な集客施設において、施設内に混雑が生じることのないよう、集客に応じた入場制限、出入り方法の工夫などの「入場整理」を徹底する。

2 本市主催のイベント開催方針

- (1) 基本的な感染防止対策を講じて開催する。
- (2) 「感染防止策チェックリスト(別紙1)」にある感染防止策を実施すること。
- (3) 1,000人以上の不特定多数の来場者が集まるイベントは、「イベント開催時のチェックリスト(別紙1)」、「感染防止対策チェックリスト(別紙1)」を作成し、主催者ホームページやイベント会場入口等に公表すること。
対象となる1,000人以上のイベントは、横須賀市文化会館（大ホールのみ）及び横須賀芸術劇場（大劇場のみ）開催分のみ。